kanagawa-ku

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
（６月定例会）

日時：令和６年６月 18 日（火）午後１時 30 分から

１　岐部会長あいさつ

２　鈴木区長あいさつ

３　警察・消防 定例報告

（１） 刑法犯認知状況について　（神奈川警察署生活安全課）

（２） 交通事故発生状況について　（神奈川警察署交通課）

（３） 火災・救急等の状況について　（神奈川消防署）

４　議題

（１） 第 74 回「社会を明るくする運動」について
【情報提供・協力依頼】（神奈川区社会福祉協議会）

（２） 共同募金並びに日本赤十字社の資材数確認について
【確認依頼】（神奈川区社会福祉協議会）

（３） 「ひきこもり相談専用ダイヤル」チラシの掲出について
【掲出依頼】（健康福祉局ひきこもり支援課）

（４） よこはまテレビ・プッシュの開始について
【情報提供】（総務局緊急対策課）

（５） 共助の取組支援セミナーについて　【情報提供】（総務課）

（６） 緊急時情報受伝達システムの発信訓練の実施について
【情報提供】（総務課）

（７）「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」都市計画市素案の説明会開催等について　【情報提供】（区政推進課）

（８）災害時要援護者名簿の年次更新及び個人情報の保護と活用に関する研修会の開催について　【参加依頼】（福祉保健課）

（９）第５期かながわ支え愛プラン（神奈川区地域福祉保健計画）地区別計画の策定について　【協力依頼】（福祉保健課）

（10）「第18回わが町かながわマナー違反一掃作戦」について
【参加依頼・掲出依頼（８月）】（地域振興課資源化推進担当）

（11）消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】（地域振興課）

（12）令和６年度住みよいまちづくり活動助成金の申請について
【情報提供】（地域振興課）

※（４）は市連会からの議題です。

≪７月定例スケジュール≫

・７月区連定例会の開催について　（地域振興課）

◇日　時：令和６年７月18日（木）13時30分～

◇場　所：神奈川区役所　本館５階大会議室

・７月の配送便（白袋）について　（地域振興課）

７月の配送便（白袋）は25日（木）までに送付予定です。

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート

お答えいただきましたか？ 【回答期限：6 月 28 日（金)】

◆３月にご依頼した、自治会町内会活動支援の重要な調査です。

◆対象：自治会町内会、地区連合町内会

◆詳しくは、横浜市 Web ページまで 横浜市　自治会町内会調査 検索

ご協力をお願いいたします。

←ネット回答は、こちら

担当：市民局地域活動推進課　電話：045-671-2317

会館に 省エネ設備導入 しませんか？

補助金 申請受付中！ まだ間に合います！

申請期限
9月30日
まで

★申請件数ランキング

1 位　エアコン

2位　LED 照明器具

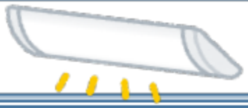

3位　断熱窓

補助率
2/3！

詳細は
「募集案内」を
ご覧ください！

［自治会町内会館脱炭素化推進事業］
事業実施主体：市民局地域活動推進課

■問合せ先 （事務委託先）

横浜市住宅供給公社　街づくり事業課
０４５－４５１－７７４０

議　　題

1　第 74 回「社会を明るくする運動」について

情報提供
協力依頼

第 74 回「社会を明るくする運動」を実施いたします。
以下①から④の実施内容について、ご多忙のおり大変恐縮ではございますが、できる範囲でのご協力をお願いいたします。
６月下旬頃、各地区の保護司が資料や啓発ポスターをお届けに参ります。その際にご相談をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

① 地区懇談会（ミニ集会）の開催
地域住民の連帯を強め、非行等を犯した人たちのたちなおりを助けることへの理解と参加を促すために行う懇談会です。
② 街頭キャンペーン（ＪＲ東神奈川駅周辺）
令和６年７月 19 日（金）15:00～16:00 実施予定
③ 啓発ポスター（Ａ４サイズ）の周知協力
④ 講演会の開催（令和６年 10 月 18 日実施予定）

【参考資料】
・自治会・町内会あて依頼文
・啓発ポスター（Ａ４）『生きる力　支える力』（資料持込み）

【問合せ先】
神奈川保護司会事務局（神奈川区社会福祉協議会内）　担当：井野
電話：311-2014　FAX：313-2420

２　共同募金並びに日本赤十字社の資材数確認について

確認依頼

共同募金運動が 10 月から始まることに伴い、各自治会町内会長様に資材の必要数の確認をさせていただきます。併せて令和７年度の日赤会費募集資材の確認もさせていただきたくよろしくお願い申し上げます。

【依頼文等の配布方法】

６月下旬頃、各自治会町内会長様あてに区社会福祉協議会の事務局から直接、依頼文書等をお送りいたします。

【回答期限】

令和６年７月 17 日（水）

【添付資料】

（1）共同募金並びに日本赤十字社の資材数確認について（依頼文）
（2）令和６年度共同募金・令和７年度日赤資材数確認票
（3）共同募金資材一覧・日赤資材一覧

【問合せ先】

神奈川県共同募金会神奈川区支会事務局　担当：田邊・後藤
日赤神奈川区地区委員会事務局　担当：菅原・後藤
（神奈川区社会福祉協議会内）電話：311-2014　FAX：313-2420

３　「ひきこもり相談専用ダイヤル」チラシの掲出について

掲出依頼

ひきこもりでお悩みのご本人やそのご家族からの相談をお受けする「ひきこもり相談専用ダイヤル」を、より多くの方に知っていただくため、チラシを作成しました。

つきましては、６月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 ひきこもり支援課　担当：加藤　　電話：752-8463　FAX：664-0403

４　よこはまテレビ・プッシュの開始について

情報提供

災害時の情報をテレビでお知らせするサービス「よこはまテレビ・プッシュ」を開始しました。そして、「よこはまテレビ・プッシュ」の利用開始時にかかる初期費用を、横浜市が全額補助します。

つきましては、参考までに６月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 緊急対策課　担当：山本・若狭　　電話：671-2143　 FAX：641-1677

５　共助の取組支援セミナーについて

情報提供

自治会・町内会等の防災担当者を対象とした、「町の防災組織」の共助の取組を支援するセミナーについてご案内します。

自治会等で抱える防災のお悩みを防災の専門家や他自治会等に相談ができるほか、能登半島地震のボランティア状況についても紹介します。

６月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を１部お送りいたしますので、役員や防災担当の方へご共有をお願いします。

【参加対象者】

自治会・町内会の防災担当者

【場所・日時】

区役所地下１階機能訓練室　定員 20 名

① ７月 26 日（金）10：00～12：00

② ７月 27 日（土）10：00～12：00

※両日ともに同じ内容で実施します。

【問合せ先】

総務課 防災担当：木和田・河合　　電話：411-7004　FAX：324-5904

６　緊急時情報受伝達システムの発信訓練の実施について

情報提供

神奈川区では、令和２年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、令和６年７月 31 日(水)に登録情報を使用した発信訓練を実施いたします。

つきましては、６月の配送便にて各自治会町内会長様あてに依頼文をお送りいたします。各会１部同封しますので各自治会、町内会の御登録者様へ共有をお願いいたします。

【訓練実施日程等】

(1)　実施日程

令和６年７月31日（水）午後２時から

(2)　実施内容

緊急時に確実に情報を受信できるかを確認するために、緊急時情報受伝達システムの発信訓練を電話とメールで行います。

訓練結果の集約のため、電話の場合は、音声案内に沿って電話機の操作をお願いします。また、メールの場合は、メール本文に記載されたURLから開封状況の登録をお願いします。

【問合せ先】

総務課　担当：奥田・佐土原　　電話：411-7008　FAX：324-5904

7　「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」都市計画市素案の説明会開催等について

情報提供

横浜市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）等」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね６～７年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和７年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年１月から２月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

つきましては、６月の配送便にて各自治会町内会長様あてにリーフレット等関係資料をお送りいたします。

【添付リーフレットについて】

６月下旬以降、線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

【問合せ先】

◇整開保等について
都市整備局 企画課　担当：水谷・齊藤　　電話：671-3749　FAX：664-4539

◇線引き見直しについて
建築局 都市計画課　担当：鶴和・河田・小池　　電話：671-2658　FAX：550-4913

８　災害時要援護者名簿の年次更新及び個人情報の保護と活用に関する研修会の開催について

参加依頼

平成 26 年度から、区と協定を締結した自治会町内会に災害時要援護者名簿をお渡ししています。

今年度も、協定締結済みの自治会町内会を対象に「名簿の年次更新及び個人情報の保護と活用に関する研修会」を開催いたしますので、御参加くださるようお願いいたします。

つきましては、６月下旬に福祉保健課から直接、郵便にて名簿提供の協定を締結している各自治会町内会長様あてに御案内をお送りいたします。

【開催概要】

下記のうち御都合がよい日にお越しください。

◇日　時：①令和６年８月 30 日（金）18 時から 19 時まで
　　　　　②令和６年８月 31 日（土）10 時から 11 時まで
　　　　　③令和６年９月２日（月）10 時から 11 時まで

※３回とも同じ内容です。いずれも御都合が悪い場合は個別に調整させていただきます。

◇場　所：神奈川区役所　本館地下１階 機能訓練室、研究室

◇参加者：情報管理者（自治会町内会長）及び今年度初めて情報取扱者になった方

※提供資料はありません。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係　担当：山口・氏家・砂子　　電話：411-7131　FAX：316-7877

９　第５期かながわ支え愛プラン（神奈川区地域福祉保健計画）地区別計画の策定について

協力依頼

2026（令和８）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする第５期かながわ支え愛プラン（神奈川区地域福祉保健計画）について、令和６年及び７年で計画を策定いたします。

各地区において、第４期計画の振り返り等を参考に、第５期地区別計画の素案の作成をお願いいたします。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当　担当:野村・平尾・武山　　電話:411-7136　FAX:316-7877

10　「第 18 回わが町かながわマナー違反一掃作戦」について

参 加 依 頼
掲出依頼（８月）

「清潔できれいなまち神奈川区」を目指し、区民・事業者の皆様と行政でポイ捨てごみの清掃、放置自転車等の対策を行う「わが町かながわマナー違反一掃作戦」を令和６年９月 25 日（水）（予備日９/26（木））に実施します。

つきましては、地域の皆様の御参加について御配慮くださいますようお願いいたします。また、８月に各自治会町内会長様あてに、配送便ではなく直接郵送にてポスターを送付しますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【依頼内容】

◇マナー違反一掃作戦への参加
◇８月に送付するポスターの掲出

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：片岡・太田　　電話：411-7091　　FAX：323-2502

11　消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」について、７月号を6月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】
経済局 消費経済課　担当：新田・長岡　　電話：671-2584　FAX：664-9533

12　令和６年度神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の申請について

情報提供

【事業の概要】
神奈川区住みよいまちづくり活動助成金について、令和６年度の活動申請書の提出をお願いいたします。
対象は、地区連合町内会が主催、共催又は後援する
① 青少年の健全育成
② ３Ｒの推進
③ 防犯
の３事業に係る活動です。

◇助成金額：地区連合町内会あたり55,000円の定額に、世帯数に10円を乗じた金額を加算
◇提出期限：令和６年７月22日（月）

※連長への依頼事項です。

【問合せ先】
地域振興課　担当：桑野・澤・太田　　電話：411-7095　FAX：323-2502

令和６年６月 18 日

自治会・町内会長　各位

神奈川県共同募金会神奈川区支会
会　長　　河　原　史　郎
日本赤十字社神奈川区地区委員会
委員長　　鈴　木　茂　久

共同募金並びに日本赤十字社の資材数確認について（依頼）

時下　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、共同募金運動並びに日本赤十字社会費募集にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、今年度の共同募金運動資材と来年度の日赤資材の「必要数」と送付先の確認をさせていただきたくお願い申し上げます。

大変ご多忙の中、恐縮ではございますが、別紙「募集用資材数、送付先確認票」にご記入いただきご郵送、または QR コードを読み取りご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

【送付文書】

○依頼文（本文書）

○別紙 令和６年度共同募金・令和７年度日赤資材数確認票

（※日赤資材は発注時期が前年度のため令和７年度の確認となっています。）

○共同募金・日赤会費　資材一覧

○返信用封筒

記

提出締切日：令和６年 7 月 17 日（水）

提　出　先：神奈川区社協事務局

提出の方法：郵送または QR コードを読み取り回答

―留　　意　　事　　項―

資材送付希望がない場合は下記の資材のみお送りします。

★ 共同募金

（実施要綱１冊、振込用紙、ポスター２枚）

★　日本赤十字

（議案書１冊、振込用紙、ポスター３枚）

【事務局】
神奈川県共同募金会神奈川区支会
日本赤十字社神奈川区地区委員会
電　話：３１１－２０１４
FAX　：３１３－２４２０
担　当：菅原・田邊・後藤

令和６年度　共同募金
令和７年度　日赤会費　別紙　募集用資材数、送付先確認票

自治会町内会名	

担当者名：　　　　　　連絡先：

1．資材送付先確認

（□にレ点をチェック願います。会館・その他の場合は住所等をご記入ください。）

□会長宅　　□会館　　□その他

【　会館・その他　の送付先】

住所：

氏名：　　　　　　**電話番号：**

２．令和６年度　共同募金資材数

（□にレ点をチェック願います。ご希望数がある時は、（　）に必要数をご記入ください。）

資材名		昨年度数	送付希望数 ※どちらかご記入ください	
募金用資材	①一般募金封筒		□昨年度同数	□（　　）枚
	②年末たすけあい封筒		□昨年度同数	□（　　）枚
	③共通封筒		□昨年度同数	□（　　）枚
④寄附済証			□昨年度同数	□（　　）枚
⑤ボランティア委嘱状			□昨年度同数	□（　　）枚
⑥リーフレット（あかいはね）			□昨年度同数	□（　　）冊
⑦赤い羽根			□昨年度同数	□（　　）枚

３．令和７年度　日赤会費資材数（※次年度分の確認になります。）

（□にレ点をチェック願います。ご希望数がある時は、（　）に必要数をご記入ください。）

資材名	昨年度数	送付希望数 ※どちらかご記入ください	
⑧委嘱状		□昨年度同数	□（　　）枚
⑨日赤会費受領証（単位：枚）		□昨年度同数	□（　　）枚
⑩日赤会費チラシ		□昨年度同数	□（　　）枚
⑪日赤会費パンフレット（単位：冊）		□昨年度同数	□（　　）冊
⑫日赤会費募集用封筒（単位：枚）		□昨年度同数	□（　　）枚

※発送時期（令和７年４月下旬）前に資材が必要な場合は記入してください。【令和６年　　月　　日まで】

※7月17日（水）までにこちらの別紙にご記入の上郵送、または下記QRコードを読み取りご回答ください。

ご回答がない場合は昨年度と同様の内容で資材をお送りいたします。

共同募金　資材一覧

①　一般募金封筒

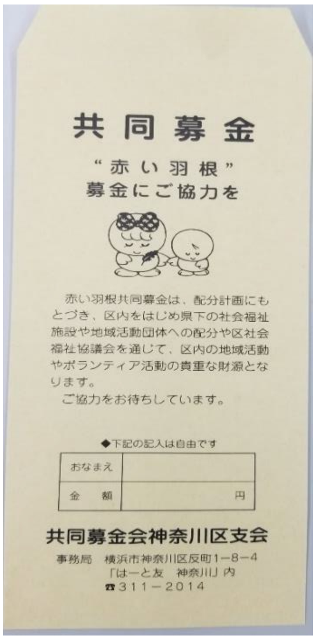

②　年末たすけあい封筒

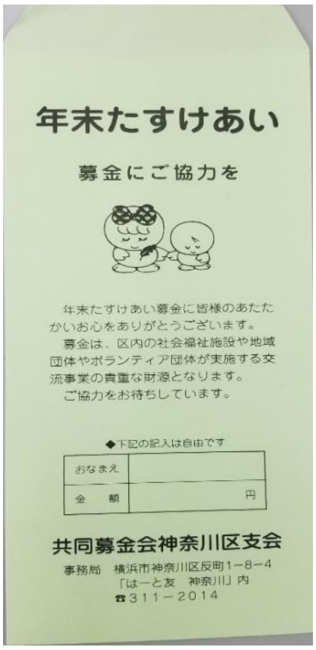

③　共通封筒

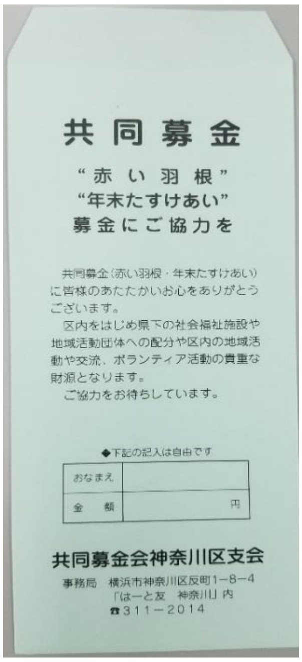

④　寄附済証

各戸に渡す募金の領収書

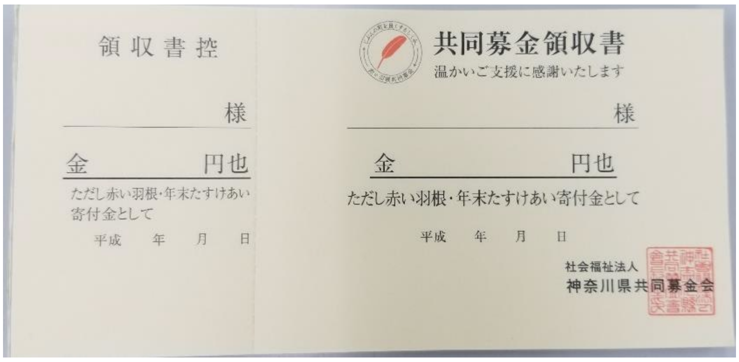

⑤　ボランティア委嘱状

募金を取りまとめていただく方にお渡しする

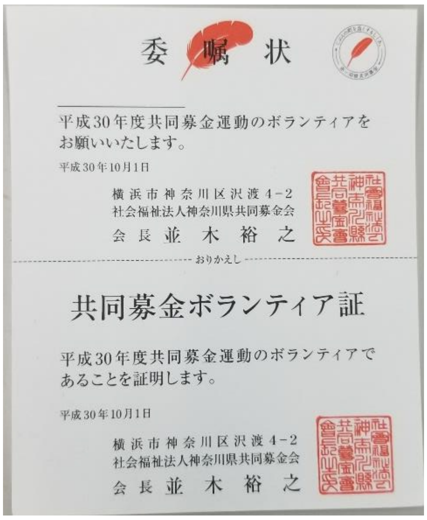

⑥　リーフレット（あかいはね）

⑦　赤い羽根（シールと針があります）

日赤会費　資材一覧

⑧ 委嘱状

募金活動を行う班長さん等に
身分証明としてお渡しします。

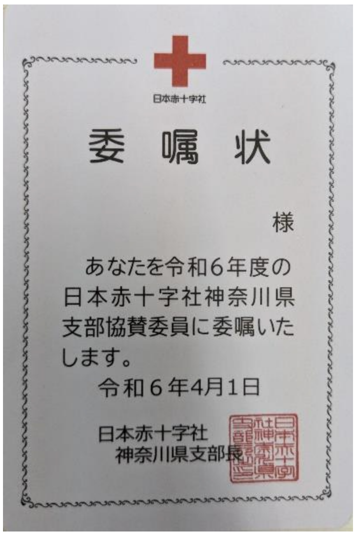

⑨ 受領証

各戸の募金に対してお渡しします。
ただし、使用については任意です。

⑩チラシ　Ａ４版

⑪ パンフレット　Ａ５版

日赤の活動、会費の使途について、
詳しく記載されている冊子です。

⑫募集用封筒

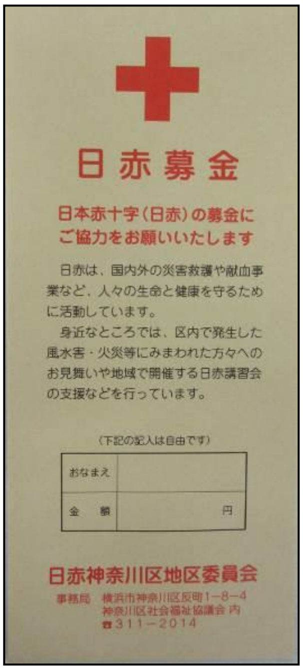

区連会6月定例会資料
令和6年6月18日
健康福祉局ひきこもり支援課

各自治会町内会長　様

健康福祉局ひきこもり支援課長

「ひきこもり相談専用ダイヤル」チラシの掲示について

ひきこもりでお悩みのご本人やそのご家族からの相談をお受けする「ひきこもり相談専用ダイヤル」を、より多くの方に知っていただくため、掲示板にチラシの掲示をお願いします。

１　チラシのサイズ
Ａ４片面１枚

２　ひきこもり相談専用ダイヤルの概要
「この先どうなるんだろう…」「家族としてどうしたらよいのか分からない」
今のお困りごとや未来の不安ごとなど、悩んでいるお気持ち・状況を丁寧にお聞きします。

（１）電話番号
０４５－７５２－８４００

（２）対象となる方
横浜市内在住のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族など。
（年齢は問いません）

（３）相談受付時間
月曜日～金曜日　9時～12時／13時～17時　（祝日・年末年始を除く）

担当　健康福祉局ひきこもり支援課　長谷川、加藤
電話　045-752-8463
FAX　045-664-0403
E-mail　kf-hkshien@city.yokohama.jp

誰にでも起こりうることで特別なことではありません

ひきこもりの悩みをお話ししてみませんか？

ホームページへの
リンクはこちら▼

045-752-8400

ひきこもり相談専用ダイヤル

月～金曜　9:00～12:00／13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

無料

秘密厳守

匿名OK

年齢不問

一緒に考えてくれる人
がいるのは心強いです

情報をもらえたので
助かりました

自分だけじゃない、
と気がつけました

気持ちをきいてもらえて
心が少し楽になりました

横浜市健康福祉局ひきこもり支援課と横浜市青少年相談センターが共同運営しています。

市連会６月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ６ 月 １２ 日
総 務 局 緊 急 対 策 課

よこはまテレビ・プッシュの開始について【情報提供】

１　事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。

※　広報よこはま６月号に掲載しています。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

３　補助制度の概要

（１）事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

（２）対象者

「横浜市民」　かつ　「災害情報の取得に不安を感じている方」

（３）補助額

初期費用　28,600円（税込）

（内訳）専用機器代金　16,500円（税込）
設置設定費用　12,100円（税込）

（４）その他費用

サービス利用料として、月額550円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

４　お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話）　0120-109-199（受付時間9:30～18:00）

（メール）　info@itscom.jp

総務局緊急対策課
担当　山本、若狭
電話　045-671-2143 /FAX 045-641-1677
メール　so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時にテレビがお知らせ

テレビ自動お知らせサービス

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!

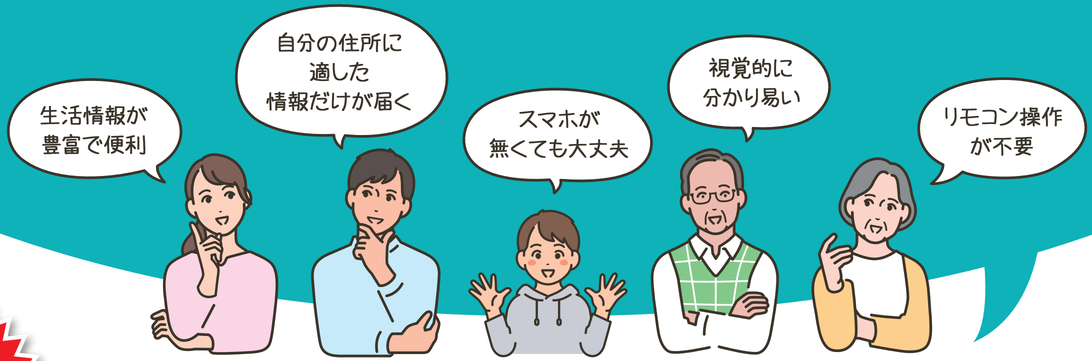

緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON!
テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。

専用端末

①自治体の防災情報と連携。
②気象警報や注意報、防犯情報などもお知らせ。

よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を

自治体と連携した快適な生活情報

- 電車運行情報
- 降雨アラーム
- PM2.5情報
- 休日夜間診療所等問合せ先
- 自治体別ごみの出し方

自治体と連携した安心の防災情報

- 緊急地震速報
- 避難情報（避難指示など）
- 気象警報（特別警報、警報、注意報）
- 指定河川洪水予報 河川ライブカメラ
- 国民保護情報

よこはまテレビ・プッシュで

毎日の生活が安心！便利！

よこはまテレビ・プッシュ 主な特長

1 緊急時の情報配信！

テレビが自動ON!

1刻1秒を争う緊急情報は、
テレビの電源を自動で起動し
情報を配信

2 リアルタイムの情報配信！

自治体と連携!

自治体の防災メールや
Lアラートなどと連携し、
リアルタイムに情報を配信

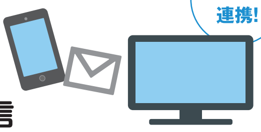

3 生活習慣にマッチ！

防災情報に加え、
数多くの生活情報を
配信し生活の利便性を向上

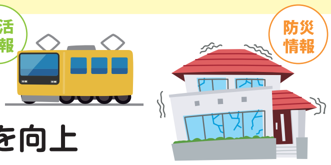

4 エリア別の情報に！

利用者の居住エリアを認識し、
居住エリアに適した
情報を配信

5 操作がカンタン！

高齢者でも使いやすい

視覚的に分かりやすい
画面表示と、
シンプルな操作性

**必要な情報を
必要なその時に
テレビが自動で
お知らせします！**

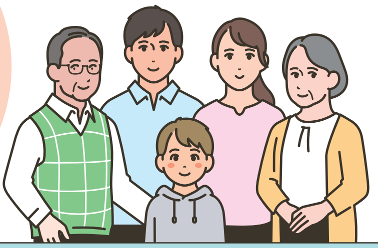

よこはま
テレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。
身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です！

事業目的	緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。		
対象地域	横浜市全域（18行政区）	対 象 者	横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方
補助内容	初期費用（専用機器、設置設定費）**28,600**円（税込）を横浜市が全額負担！		
月額料金	**550**円（税込）	申込期限	令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。
インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イッツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ 0120-109-199 受付時間／9:30～18:00 Mail/ info@itscom.jp

防災のお悩みをプロや他の自治会等に相談！

神奈川区「 共助の取組 」支援セミナー

「町の防災組織」の防災力向上（共助）をお手伝いする支援セミナーを開催します！

場所 日時

区役所地下１階機能訓練室　定員20名
① 7月26日（金）10：00～12：00
② 7月27日（土）10：00～12：00
※両日ともに同じ内容で実施します。

電子申請はこちら

内容

1	神奈川区防災特性と自助の取組紹介
2	共助の取組の事例紹介
3	グループに分かれて各自治会町内会等の活動状況を共有

講師

認定NPO法人　かながわ311ネットワーク
【活動内容】
・小中学校、自治会等を対象とした防災教育
・被災地へのボランティア支援　など

能登半島地震のボランティア体験談も紹介します！

幅広い世代を運営に巻き込みたい！

隣の自治会や地域防災拠点との連携はどうしている？

石川県輪島市

【参加対象者】
自治会・町内会等の防災担当者
※皆様でご参加ください！

申込締切　7月19日（金）

お申し込み方法については
別紙　をご覧ください

別　紙

神奈川区「共助の取組」支援セミナー　参加申込書

セミナーにご参加いただける方は、必要事項をご記入のうえ下記担当宛てにFAXまたは郵送でご提出をお願いします。
また、二次元コードからオンライン申請も可能です。

自治会 町内会名	参加者お名前	電話番号	参加希望回
（記入例） 〇〇自治会	神奈川　かめ太郎	〇〇〇-△△△-□□□□	①

場所 日時

区役所地下１階機能訓練室　定員20名
①　７月26日（金）10：00～12：00
②　７月27日（土）10：00～12：00
※両日ともに同じ内容で実施します。
定員に達し、希望回に参加ができない場合にのみご連絡します。

オンライン申請はこちらから

提出先
〒221-0824
神奈川区広台太田町３-８
神奈川区役所総務課
担当：木和田　河合
電話：045‐411-7004
ﾌｧｸｽ：045‐324-5904

申込締切　７月19日（金）

神 総 第 372号
令和６年６月18日

地区連合町内会長　各位

神奈川区総務課長
宍戸　史織

緊急時情報受伝達システムの発信訓練の実施について（依頼）

入梅の候　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から神奈川区の防災につきまして、御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、神奈川区では、令和２年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、令和６年７月31日(水)に登録情報を使用した発信訓練を実施いたします。

１　訓練実施日程等
(1)　実施日程
令和６年７月31日（水）午後２時から
(2)　実施内容
緊急時に確実に情報を受信できるかを確認するために、緊急時情報受伝達システムの発信訓練を電話とメールで行います。
訓練結果の集約のため、電話の場合は、音声案内に沿って電話機の操作をお願いします。また、メールの場合は、メール本文に記載されたURLから開封状況の登録をお願いします。

２　その他
電話番号：０５０－３１９６－３３００
メールアドレス：kg-bousai@city.yokohama.jp
※こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。

裏面あり

【参考】緊急時情報受電達システムとは

災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難指示や避難場所の開設状況などの情報を一斉に電話とメールでお知らせするシステムです。

1　主に活用が想定される場面
　台風接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示等を発令し、避難場所を開設するとき

2　情報伝達の流れ（例）

<u>気象警報等による避難指示の発令</u>

【電話の場合】
・各団体の登録された番号に電話します。
・電話をおとりください。
・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】
・各団体の登録されたメールアドレスにメールします。
・メールを開封してください。
・メール本文で情報をお伝えします。

<u>必要に応じて、区役所から各団体へ個別に御連絡します。</u>

例：〇町の一部に避難指示を発令しました。
　避難を開始してください。開設避難場所は△△です。
　※　聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

3　情報発信元
- 電話番号：０５０－３１９６－３３００
- メールアドレス：kg-bousai@city.yokohama.jp

<u>※　こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。</u>

御不明な点がありましたら、担当までお気軽に御相談ください。

担当　神奈川区総務課　奥田、佐土原
電話　045 - 411 - 7008
ＦＡＸ　045 - 324 - 5904

区連会６月定例会説明資料
令和６年６月１８日
都市整備局企画課
建築局都市計画課

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

１　趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等※1」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね６～７年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和７年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年１月から２月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※１整開保等
都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針 等

２　お願いしたいこと

【地区連合町内会長・単位町内会長の皆様】

６月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）を線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

３　リーフレットの主な内容

・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について　・・・Ｐ２
・都市計画市素案の概要について（整開保等、線引き）　・・・Ｐ３～５
・今後の都市計画手続について　・・・Ｐ６

４　リーフレットの配布等について（予定）

①各戸配布（線引き見直し対象地区内）　・・・６月下旬より実施
②土地所有者等へ郵送（線引き見直し対象地区内）　・・・６月下旬より発送
③建築局都市計画課（市庁舎 25 階)、市民情報センター（市庁舎３階)
各区役所区政推進課、ＰＲボックス　・・・６月下旬より配架
④横浜市ホームページ掲載　・・・６月３日より掲載済

○整開保等の改定に関すること
【担　当】都市整備局企画課　水谷、齊藤
【連絡先】６７１－３７４９
○線引き見直し、説明会に関すること
【担　当】建築局都市計画課　鶴和、河田、小池
【連絡先】６７１－２６５８

神奈川区版

横浜市からのお知らせ

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、その内容について説明会及び公聴会を開催します。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」とは？

次の４つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）**
- **都市再開発の方針**
- **住宅市街地の開発整備の方針**
- **防災街区整備方針**

「線引き見直し」とは？

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことです。横浜市では、おおむね6～7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- **市街化区域**…既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- **市街化調整区域**…無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域です。

都市計画市素案とは？

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び線引き見直し都市計画市素案（案）」の説明会、縦覧（閲覧）及び意見募集※を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案とあわせて公表します。（令和6年7月18日～）

スケジュール

- **令和4年6月**
  「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第８回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論
- **令和5年11月**
  横浜市都市計画審議会より答申
- **令和6年1月～令和6年2月**
  都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
  縦覧（閲覧）及び意見募集

今回お知らせする手続

- **令和6年7月18日～令和6年8月8日**
  都市計画市素案説明会
- **令和6年7月25日～令和6年8月8日**
  都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付
- **令和6年9月2日**
  都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

- 公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
- 関係機関協議等
- 都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付
- 横浜市都市計画審議会
- 都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。

都市計画市素案説明会

説明会会場と日時について

次の６会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

磯子公会堂
磯子区磯子3-5-1

令和6年7月18日（木） 19時開始

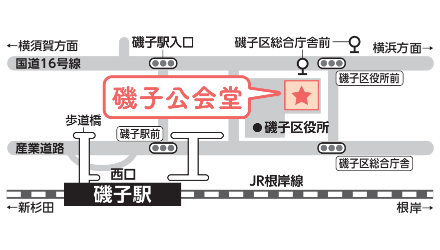

最寄り駅 JR根岸線磯子駅

都筑公会堂
都筑区茅ケ崎中央32-1

令和6年7月19日（金） 19時開始

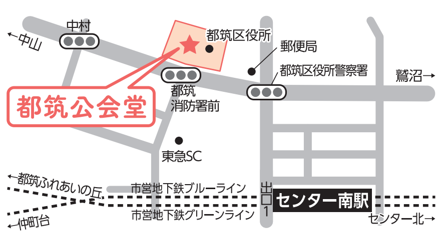

最寄り駅 市営地下鉄センター南駅

旭公会堂
旭区鶴ケ峰1-4-12

令和6年7月20日（土） 14時開始

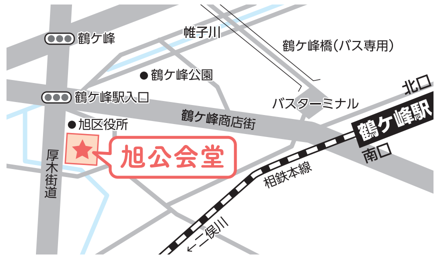

最寄り駅 相鉄本線鶴ケ峰駅

泉公会堂
泉区和泉中央北5-1-1

令和6年7月22日（月） 19時開始

最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅

青葉公会堂
青葉区市ケ尾町31-4

令和6年7月23日（火） 19時開始

最寄り駅 東急田園都市線市が尾駅

関内ホール（小ホール）
中区住吉町4-42-1

令和6年7月24日（水） 19時開始

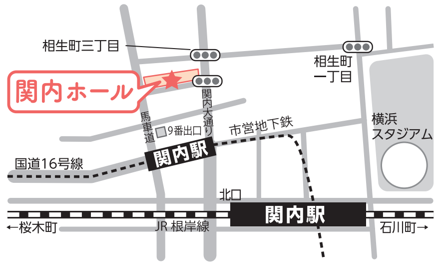

最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅

※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳について 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の２週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。

動画配信について

配信期間：令和６年７月18日（木）から令和６年８月８日（木）まで

横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 第8回線引き見直し　検索

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について

都市計画市素案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

①都市計画の目標

・目標年次を令和22年（2040年）とします。
・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、研究系施設における再投資、機能強化などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とします。

③主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

〈構成〉
・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- **1号市街地**：既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- **規制誘導地区**：1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- **2号再開発促進地区**：1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

- **重点地区**：一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

- **防災再開発促進地区**：特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区
- **防災公共施設**：防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路

線引き見直しについて

線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更を行います。なお、「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」及び「市街化区域への編入が考えられる区域」については、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入します。

市街化区域への編入を行う必要のある区域　見直し区域あり

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を選定する際の基準について
- 区域面積が0.5ヘクタール以上
- 宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上
- 農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

── 新規部分

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整開保等に戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

①市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
②市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
③市街化調整区域内にある学術研究施設用地※で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
　※大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
④市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
⑤基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

市街化区域の縁辺部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。

①既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地区画整理事業や地区計画の活用などにより、土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
②周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれかに該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。

①道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域の境界の地形地物等が変更された区域
②主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。
用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

用途地域	土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。
防火地域及び準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域のことです。
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境のために建築物の敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる地域のことです。

固定資産税・都市計画税について

- 市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。
都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。
（参考）税金の計算方法
　税額＝課税標準額（価格）×税率（0.3%）【固定資産税は1.4%】
　※固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値（価格）に応じて税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し（評価替え）されます。
- 市街化区域に編入された宅地等（農地以外）は、編入された年の次の評価替えから市街化区域の土地として評価が見直されます（令和7年中に編入された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。）。
- 市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに評価が見直されます（生産緑地地区に指定された農地については、市街化調整区域の農地と同様の評価となります。）。

都市計画市素案の概要

神奈川区版

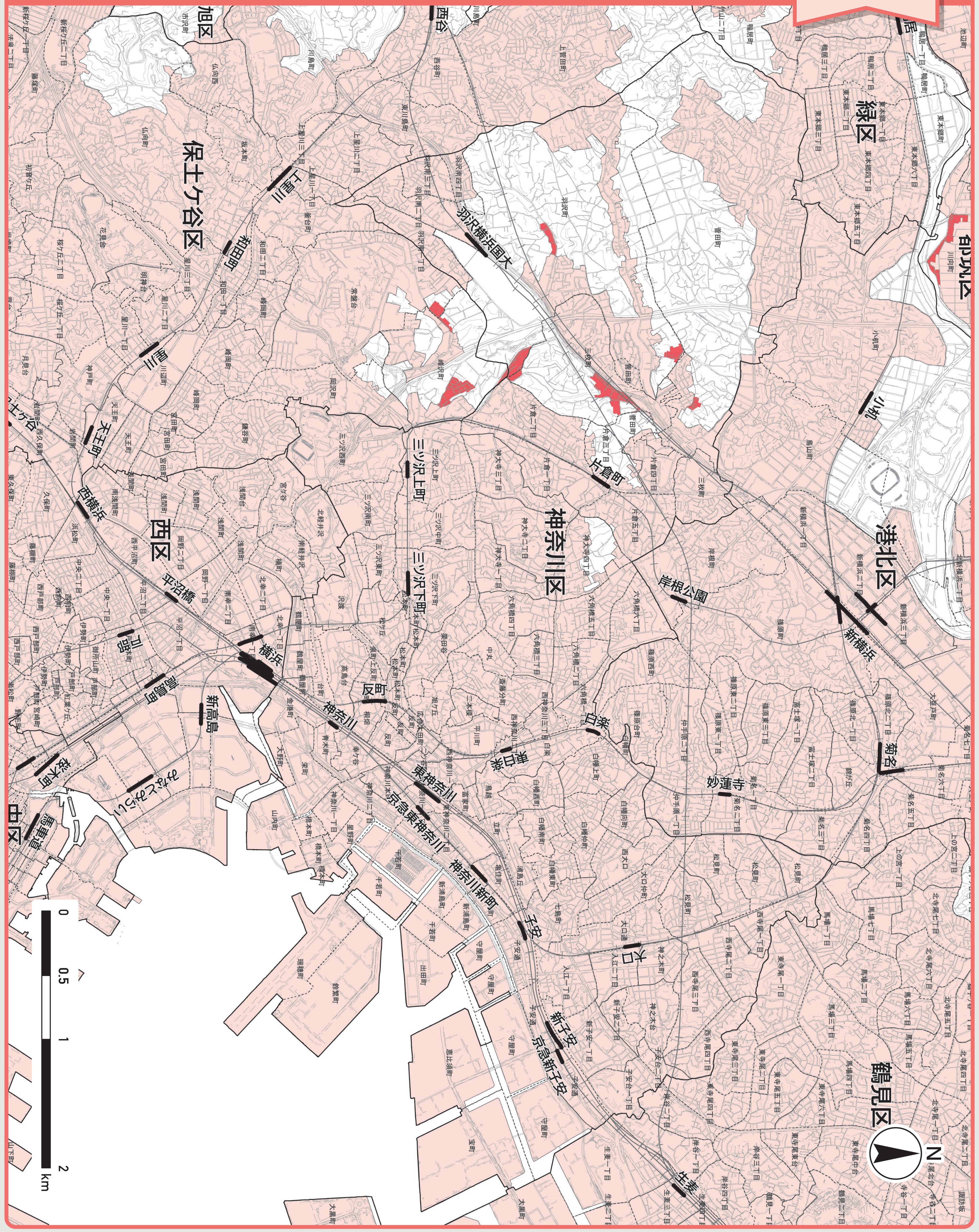

凡例
- 線引き等の変更を行う区域【市素案】
- 市素案（案）から案を変更した区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

その他、地形地物の変更等に伴う事務的変更を行う場合があります。
本資料は一部簡略化（省略化）しています。

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。
横浜市 第8回線引き見直し　検索

都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び都市計画公聴会等

❶都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間	令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（窓口の場合のみ土・日は除く）
縦覧場所	建築局都市計画課（受付時間：8時45分から17時15分まで） 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
閲覧場所	次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。 ①**各区区政推進課**（中区を除く）（受付時間：8時45分から17時まで） ※線引き見直しに関する都市計画市素案については、 変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。 ②**横浜市ホームページ**

❷公述申出の受付

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（持参の場合のみ土・日は除く）
申出方法	①**電子申請** 横浜市ホームページから電子申請ができます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続を完了させてください。 ※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。 ②**郵送又は持参** 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名（「整開保等の改定（P3）」又は「線引き見直し（P4.5）」のどちらに関する意見であるかを明記してください。）」「意見の要旨」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。

❸都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。
開催の有無は令和6年8月13日（火）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

①都市計画公聴会開催日時及び会場

日時：令和6年9月2日（月）　会場：横浜市開港記念会館　講堂
整開保等の改定に関する公聴会：14時開始　線引き見直しに関する公聴会：16時開始
「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

②公述人選定抽選会開催日時及び会場

公述申出が10名以上の場合に開催します。
日時：令和6年8月22日（木）15時開始　会場：横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは？
横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続に関すること　建築局都市計画課（TEL：045-671-2657　FAX：045-550-4913）
●整開保等の改定に関すること　都市整備局企画課（TEL：045-671-3749　FAX：045-664-4539）
●線引き見直しに関すること　建築局都市計画課（TEL：045-671-2658　FAX：045-550-4913）

消費生活情報
よこはま くらしナビ navi

令和6(2024)年 7月号

月次相談リポート

“お互いに 一声かけて見守りを！”

発行：横浜市消費生活総合センター

電力会社や通信会社を装う不審電話やメールにご注意！

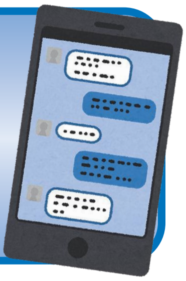

「未払い利用料金のお知らせ」との電話やメールが届き、事業者に連絡すると金銭の支払いを要求されたので、慌てて応じてしまった。

悪質事業者が、実在する大手事業者をかたり電話やメール等を送る、根拠のない架空請求が横行しています。

「電気を止めます」など、不安をあおるような脅し文句が書いてある事例もあります。身に覚えのない請求は支払わず、知らない電話番号には連絡しないようにしましょう。

⚠ 被害に遭わないために

- ☑ 非通知や知らない電話番号には、出ない、聞かない、掛け直さない！
- ☑ 事業者の本来の連絡先を自分で調べ、問い合わせる！